

学費 Q&A

学費についてお問い合わせの多い事項について、以下のとおり Q & A 形式にまとめました。

納入期限に関すること

Q 1 学費の納入期限はいつですか。

A：前期分学費納入期限 4月20日（前・後期分一括納入可能）
後期分学費納入期限 10月5日

※ ただし、納入最終日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌銀行営業日が納入期限となります。

Q 2 納入猶予期間とは何ですか。

A：本学では前期・後期それぞれの学費納入期限後、1ヶ月の納入猶予期間を設けています。学費を納入期限までに納入出来なかった場合は、この納入猶予期間内に所定の学費を納入してください。なお、納入猶予期間内に納入する場合の手続は不要です。

前期学費納入猶予期間 4月21日から5月20日

後期学費納入猶予期間 10月6日から11月5日

Q 3 学費を納入猶予期間内に納入できない場合は、どうなりますか。

A：納入期限までに学費等を納入しない場合は、学則により1ヶ月の猶予期間を経て除籍となります。

Q 4 納入期限をお知らせ（督促等）してもらえるのでしょうか。

A：本学では、原則督促等を行いません。

学費振込依頼票がお手元に届いた時点で、納入期限を確認いただき必ず期限内に納入してください。

納入方法に関すること

Q 5 学費はどのような方法で納入すれば良いのでしょうか。

A：本学から送付する所定の学費振込依頼票により、原則**金融機関の窓口にて納入**してください。

Q 6 学費を分割して納入できますか。

A：できません。

学費振込依頼票に記載してある金額を一括で納入してください。

Q 7 父親（母親）の名前、または整理番号のみで振込してしまったのですが。

A：当日中に、本学学長室までご連絡ください。

学長室連絡先：0823-70-4503

Q 8 学費は郵便局（ゆうちょ銀行）から振込できますか。

A：可能です。ただし、本学所定の学費振込依頼票は利用できません。

郵便局（ゆうちょ銀行）窓口係員に確認のうえ、指示に従い振込をお願いします。

Q 9 学費を口座振替で納入したいのですが可能ですか。

A：口座振替での納入は取り扱いしていません。

Q10 ATM（現金自動預け払い機）やインターネットバンキングからの振込は可能でしょうか。

A：可能です。ただし、学費振込依頼票に記載してある金額を一括で納入してください。本学では分割での納入は認めていません。
また、学費振込依頼票の振込依頼人欄に記載されている「10桁の整理番号」および「学生氏名（カナ）」を正確に打電し振込してください。正確に打電されていない場合、振込者の特定ができない可能性があります。

学費振込依頼票に関する事

Q11 学費振込依頼票はいつ届きますか。

A：前期分および前・後期全納分は、4月上旬（4月入学の新入生は除く）、後期分は9月上旬に、学費振込依頼票送付先住所に送付します。
※ 振込依頼書が4月10日または9月10日を過ぎても届かないときは学長室までお知らせください。

Q12 学費振込依頼票の届け先住所を変更したい場合はどのようにすればよいですか。

A：住所変更等が生じた場合は、以下の窓口届け出てください。
※ 届け出は学生本人が行ってください。
東広島キャンパス所属の場合：教育・学生支援機構教務係
（東広島キャンパス2号館2階）
呉キャンパス所属の場合：教育・学生支援機構教務係
（呉キャンパス1号館1階）

Q13 学費振込依頼票が届かない・紛失した場合はどのようにすればよいですか。

A：学長室まで至急ご連絡ください。
学長室連絡先：0823-70-4503

学籍に関する事

Q14 休学する時の学費はどうなりますか。

A：当該期の学費納入期限までに休学を許可された場合、当該期の学費は免除され、休学時に必要となる在籍料（60,000円／期）を納入いただきます。

Q15 前期分納入時に前・後期分を納入後、後期に休学または退学する場合、後期分の学費はどうなりますか。

A：所定の期日までに休学または退学を許可された場合は、以下のとおり返戻します。
後期休学の場合：後期分学費から在籍料（60,000円）を差し引いた金額
退学の場合：後期分学費全額

Q16 留年した場合の学費の金額および納入期限はどうなりますか。

A：留年した場合も学費の金額および納入期限に変更はありません。
（金額については、本学ホームページをご確認ください。）

その他

Q17 前期分納入時に、前・後期分学費を納入する場合、割引制度はありますか。

A：ありません。

Q18 受取人が「学校法人常翔学園」となっていますが、間違いではないですか。

A：「学校法人常翔学園」は本学の設置法人であり、間違いではありません。

Q 1 9 諸会費（振興費・学生互助会費）とは何ですか。

A：振興費

本学後援会・校友会および学生の行う諸活動に対する援助費

学生互助会費

全学生による相互扶助の精神に基づく健康保持および福利厚生を目的とする医療費給付等の会費

これらの諸会費は前期分学費とともに納入していただきます。

Q 2 0 提携教育ローンとは何ですか。

A：本学では、一般金融機関からの借入れより優位な条件で借入れできる提携教育ローン制度を設けており、本学に在籍する在学生、本学に入学予定である新生であれば利用することができます。

このローンは、在学期間中は元本の返済を据え置き、利息のみの支払いが可能です。

また繰上げ返済等も可能であり、経済状況に応じた返済をすることができます。

詳細は各指定金融機関へお問合せ下さい。

■ 広島国際大学教育ローン <指定金融機関：広島銀行>

お問合せ先：TEL 0120-461-640

■ 学費サポートプラン <指定金融機関：オリエントコーポレーション>

お問合せ先：TEL 0120-517-325

■ ジャックスの教育ローン <指定金融機関：ジャックス>

お問合せ先：TEL 0120-338-817

Q 2 1 教育ローンを申し込んだところ、ローン会社より審査に時間を要すため納入期日に間に合わないと言われた。この場合、どうすれば良いでしょうか。

A：学費納入猶予期間内に納入されない場合は、本学学則により除籍となります。

教育ローンの借入れには、1～2週間程度審査期間が必要となる場合がありますので、教育ローンの借入れを検討されている場合は、手続期間等を勘案の上、早目にお手続きくださいますようお願いいたします。